平成 29 年８月 15 日

「横浜市契約規則」の一部改正について

１　目的

破産管財人等により契約が解除された場合の違約金に関し、国が標準契約約款を改正したことに伴い、また、併せて違約金や遅延損害金等についての必要な改正を行います。

２　改正を予定する規則

横浜市契約規則

３　改正概要

(1) 国の標準契約約款に合わせる改正

ア　契約が解除された場合における違約金について、破産管財人等による契約の解除の場合においても、徴収することとし、また、違約金の算定対象となる契約金額から履行済み部分を控除しないこととします。（第49条）

イ　履行遅延の場合における損害金の計算方法について、契約金額から控除する額を本市が履行済と認めた部分に相当する額とします。（第43条第2項）

(2) その他の改正

ア　入札保証金等に関する諸手続について実態に合わせ、関連する事項についても整合を執ります。（第 11 条、第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 15 条第 6 項から第 9 項まで、第 19 条第 1 号、第 28 条、第 29 条、第 36 条第 1 項及び第 5 項並びに第 38 条第 3 項）

イ　次の金額の算定に適用する率に関する規定について変更します。

(ｱ) 履行遅滞の場合における損害金（第43条第1項）

(ｲ) 契約が解除された場合の前払金返還に伴う利息の額（第82条第4項）

ウ　提出書類に関する日数の考え方を実態に合わせることとします。（第32条第１項及び第59条第1項及び第5項）